

# ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和7年9月16日(火) 午前9時59分開議  
議事堂第2委員会室

## 【付議事件】

### 1 議案

- 議案第76号 ひたちなか市乳児等通園支援事業に関する条例制定について  
議案第79号 市毛小学校給食室改修建築工事請負契約の締結について  
議案第82号 市毛小学校給食備品購入売買契約の締結について

### 2 請願・陳情

- 陳情第22号 保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における緊急時の選定療養費徴収の運用の中止を求ることについて

---

### ○出席委員 8名

文教福祉委員会 清水健司 委員長  
萩原健 副委員長  
大久保清美 委員  
宇田貴子 委員  
大内健寿 委員  
山田恵子 委員  
北原祐二 委員  
海野富男 委員

---

### ○欠席委員 0名

---

### ○委員外議員 1名 薄井宏安議長

---

### ○説明のため出席した者

総務部 小室剛 契約検査課係長  
清水理紗 契約検査課主幹  
保健福祉部 鈴木秀文 保健福祉部長兼福祉事務所長  
横山幸一 介護保険課長  
佐藤弘子 介護保険課長補佐

西野貴弘 保健福祉部参事兼健康推進課長  
小石川直人 健康推進課長補佐兼係長  
佐藤由季 健康推進課技佐  
佐藤容子 健康推進課係長  
子ども部 藤咲裕之 子ども部長兼福祉事務所長  
出澤慶蔵 幼児保育課長  
金子敬志 幼児保育課長補佐  
住谷飛鳥 幼児保育課係長  
教育委員会事務局 箱崎勝子 教育部長  
田口清幸 総務課長  
菊池徳 総務課長補佐  
笹沼義孝 学校管理課長  
江幡敦 学校管理課長補佐兼施設係長  
飛田政則 学校管理課技佐  
金澤幸浩 保健給食課長  
佐藤洋介 保健給食課長補佐兼係長  
小澤完 保健給食課係長  
篠原麻依 保健給食課係長  
田村寿俊 教育委員会事務局参事兼指導課長  
加藤理 指導課長補佐  
黒澤友博 指導課指導主事  
住谷太一 青少年課長  
菊池高宏 青少年課長補佐兼係長  
近藤貴史 中央図書館長  
西野剛 中央図書館主幹  
米川裕太郎 中央図書館主任

---

○事務局職員出席者

議会事務局 根本光恵 参事兼次長  
石川浩之 係長

# 文 教 福 祉 委 員 会

令和 7 年 9 月 16 日 (火)

茨城県ひたちなか市議会

午前9時59分 開会

○清水（健）委員長 それでは、定刻前ですけども、これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案3件、陳情1件、以上4件です。

審査の進め方につきましては、初めに議案を審査し、次に陳情を審査したいと思います。また、執行部から2件の所管事項の説明の申し出がありますので、陳情審査終了後に説明を受けたいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、それではそのように進めてまいります。

それでは最初に、議案第76号 ひたちなか市乳児等通園支援事業に関する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和7年定例会、第3回9月定例会、議案、議案第76号の順にフォルダをお開きください。また、議案のほかに補足説明資料があるので、併せてご覧ください。

提出者の説明を願います。藤咲子ども部長。説明につきましては、着座にてお願いいいたします。

○藤咲子ども部長 議案の説明に先立ちまして、こども誰でも通園制度の概要についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料のほうをご覧ください。まず、制度創設の背景及び目的でございますが、我が国では0歳児から2歳児の約6割が保育所などに通っていない、いわゆる未就園児であると言われております。6割と聞くとちょっと驚きますけれども、0歳、1歳、2歳と就園率は上がってまいりますので、ならすと約6割ということでございます。そして、その保護者の中には、孤立した育児による不安や悩みを抱えている方が一定数いるものと思われ、そうした方に対する支援の強化が課題となっているところでございます。全ての子どもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。

次に、制度の概要でございます。その前にでございますけれども、ご説明の中で、児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づきまして、「幼児教育・保育給付を行う」という言い方をしておりますが、平たく言うと、幼稚園や保育所で幼児教育・保育サービスを提供するということであります。

概要です。現在の幼稚園や保育所等における幼児教育・保育給付とは別に、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となっております。来年の4月から全国の自治体で実施されます。対象となりますのは、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの子どもとなります。

イメージ図をご覧ください。幼稚園同様、就労要件はなく、幼稚園に入れない年齢の子ども

を対象としているところでございます。実施する施設でございますが、制度の対象者が多く集まります、つだ保育所内の子育て支援センターひまわりで開始をいたします。なお、近年では市内では0歳児、1歳児の保育需要が高まっておりすることから、令和8年度中を目途といたしまして、子育て支援センターひまわりとこども誰でも通園制度の機能を佐野幼稚園の空き教室に移転しまして、つだ保育所の空いたスペースを0歳児、1歳児保育に活用することとし、現在設計などの事務を進めているところであります。

今後のスケジュールでございますが、年内に市民の皆様や関係各所への周知、来年2月には利用申請及び利用予約の受付を開始いたしまして、4月から制度の運用を開始する予定でございます。制度の概要につきましては以上でございます。

それでは、議案第76号 ひたちなか市乳児等通園支援事業に関する条例制定についてご説明をいたします。

児童福祉法の改正により、保育所や家庭的保育事業による保育事業に加え、ただいまご説明いたしました乳児等通園支援事業が市町村の認可事業として位置づけられました。同法において、当該事業の基準について条例で定めることとされておりますため、内閣府令の基準に基づき必要な事項を定めようとするものであります。

議案書をご覧ください。第1条では、条例制定の趣旨を、第2条、第3条では用語の定義及び事業者の一般原則を規定しております。また、第4条におきまして、保育室などの面積や保育士の配置人数など設備及び運営の基準について規則に委任することとしております。規則につきましては、本条例と併せて制定できるよう準備を進めているところでありますが、内容につきましては国が示す基準に沿ったものとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○清水（健）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 本市で、この本条例を制定することによって民間企業などの参入も可能になるとということでしょうか。

○清水（健）委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 お答えいたします。今回提案しております条例、また別に定めます規則において定めております設備とか運営の基準を満たしておれば、市に許可の申請は、許可は必要になりますが、事業への参入は可能でございます。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 その基準を満たしていれば、申請のあった事業者を市は必ず認可しなければならなくなるということでしょうか。

○清水（健）委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 こちら、こども誰でも通園制度につきましては、保育所の認可と同じ手続でございます。こちらにつきましては、子ども・子育ての計画の中で需要等を見込んでございます。この需要量の中で、まだ余裕があるということであれば許可はするかもしれませんけど、需要を超えている場合には、もしかしたらお断りをすることもあるかと存じます。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 この事業と一時預かり事業との違いはどういうところにあるということになるでしょうか。

○清水（健）委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 一時預かり事業、こちらにつきましては、保護者の就労とか冠婚葬祭、病気になったときのほか、買物とか保護者の方のリフレッシュなどを主な目的としてございます。一方、誰でも通園制度につきましては、一時預かりのように保護者の立場からの必要性に対応するものとは異なりまして、子どもの成長の観点から子どもの良質な生育環境を整備することを目的とした制度となってございます。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 誰でも通園制度は、保護者の都合じゃなくて、子どもの成長を助けるものだというご説明でしたけども、月に10時間の利用が原則ということで、それで子どもの育ちに責任の持てる保育ができるのかということは疑問に思います。

国が示している方式として、利用方式、2つあります。固定した事業所、固定した曜日、時間帯に利用するという定期利用と、毎回どの事業所を利用してもよく、利用時間を固定していない自由利用の2つのパターンがありますけども、本市が導入するのはどちらの方式になるのか。また、その理由も伺います。

○清水（健）委員長 出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長 本市におきましては、原則として定期的に利用する定期利用を基本の方針と今のところ考えてございます。その主な理由といたしましては、時間とかそういうものを自由に利用した場合には、先ほどちょっと説明した一時保育と基本的には変わらないような制度になってしまふおそれがありますので、ちょっと定期利用のほうがいいのかなと。国のはうで定めている自由利用の本来の目的につきましては、仮にこのこども誰でも通園制度をいろんなところでやっているときに、子どもに合った施設を見つけるために短時間で複数の施設を利用できるというところで、この自由利用というのを考えているところがございます。しかし、本市におきましては、今のところ公立施設1施設のみで実施する予定でございますので、この自由な目的のほうは当てはまらないものだと考えてございます。

なお、今のところ、公立の施設では定期利用を、こちらを原則としてございますが、施設ごとに、こちら今後参入、いろんな例ええば民間の保育所等が参入した場合には、その施設のほうで自由利用とか定期利用は選ぶことができますので、あまり影響はないのかなと考えてございます。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 国はこの制度の予約システムとして保育支援システムを開発して、その利用を進めており、本市も利用することになると思いますけれども、このシステムを使えば全国の施設の空き状況が分かり、スマホで予約を入れられるということになります。国は、保護者の利便性ばかりを強調していますが、今後は保護者が旅行に行った先で空いている施設に子どもを預

けるなどということも可能になるということです。本市は特定の施設での定期利用だということですが、子どもの側からすれば、週に1日、二、三時間で、月10時間という細切れの利用となり、特定の大人との安定した関わりが必要な発達段階の子どもに深刻なストレスを与えかねないと考えます。

一方で、保育施設における死亡事故は、乳幼児期や施設への預け始めが多いんです。こども誰でも通園制度の実施に当たって、子どもの安全を担保するためには相当の保育のスキルが必要と考えます。この制度の保育士配置の基準はどのようなものになっているのか、また、本市で実施するに当たっての保育士配置について伺います。

○清水（健）委員長　出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長　本市におきましては、現在つだ保育所内で行っております子育て支援センターひまわりと、この誰でも通園制度、こちら2つを併せて実施する予定でございます。そちらを踏まえた今のところの人員を考えてございます。

まず、国のはう、内閣府のはうで定める職員の配置基準でございますが、0歳の乳児につきましては、おおむね3人につき1人以上の職員を配置、満1歳以上満3歳未満の幼児につきましては、6人につき1人以上を配置すると規定をされてございます。本市におきましては、こちらの基準を満たしますように、正職員のセンター長、こちらは保育士資格を兼ねております1名と、あと正職員の保育士2名、あと会計年度任用職員の保育士2名、計5名の配置を今のところ予定をしてございます。実際のこちらのこども誰でも通園制度の実施に当たる職員につきましては、最低でも2人の保育士、こちらを配置する予定でございます。今のところ、正職員の保育士1名と会計年度任用職員の保育士1名を予定してございます。以上でございます。

○清水（健）委員長　宇田委員。

○宇田委員　本市においては、正職と会計年度の保育士を配置するということでしたけども、国の基準では保育士免許の有無についてはどのような基準になっているでしょうか。

○清水（健）委員長　金子幼児保育課長補佐。

○金子幼児保育課長補佐　内閣府令で定める基準の中で、保育士の免許は必要というようなことになってございます。

○清水（健）委員長　宇田委員。

○宇田委員　全員保育士でなければならないというような基準になっているかということを、ちょっと確認したいと思うんですけども。

○清水（健）委員長　金子幼児保育課長補佐。

○金子幼児保育課長補佐　お答えいたします。全員が保育士という基準ではないんですけども、保育士プラス、市町村とか自治体が認めた研修を修了した方、支援員と呼んでいるんですけども、そういう方も対象にはなっていますけれども、本市では、基準はそうなっていますけれども、運用上は保育士のほうを採用する要件に入れて運営のほうをしたいというふうに考えております。

○清水（健）委員長　宇田委員。

○宇田委員　国の基準では、最も保育士のスキルの必要な預け始めの乳幼児期の保育を、保育士ではない、研修を受けただけの支援員でもいいという基準になっているというのは、非常に不安な基準だというふうに感じます。本市においては保育士の免許を持っている人を配置するということなので、この点は安心できるというふうに感じます。

ところで、この保育士の入件費ですけれども、これはこの制度の中でちゃんと1人分、配置した分、保障されるような制度の仕組みになっているでしょうか。

○清水（健）委員長　出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長　今のご質問にお答えいたします。こども誰でも通園制度の実施に対するこちらの収入につきましては、制度の運営に要する費用といたしまして、国が定めます1時間当たりの公定価格に基づきまして、またこれの利用実績、何人利用したか、こちらに応じまして給付される見込みとなってございます。今のところまだ、現時点でこちらの公定価格のほうが、まだ公表というか、まだ知らされてございません。あとは、実際の施設の利用実態も今のところ不明なところがございますので、安定したその入件費がちょっと保障されるかどうかというところまでは今ちょっと何ともいえない状況でございます。本市といたしましても、今後示されるその公定価格と、その辺り国の動向を注視してまいりたいと考えてございます。

○清水（健）委員長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

○宇田委員　議案第76号　ひたちなか市乳児等通園支援事業に関する条例制定について、反対の立場から討論します。

本制度の趣旨である、孤立した育児による不安や悩みを抱えている保護者を支援することや全ての子どもの育ちを応援し良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することには大いに賛同するところです。しかし、そのために創設されるこども誰でも通園制度は、その実現には程遠い制度設計といえます。

その理由の一つは、子どもの安心が図られるのかという点です。子どもの発達上、乳幼児期には特定の大人との間の信頼関係が最も求められますが、月に10時間の利用が原則であり、1週間に一度数時間利用できるにすぎない制度では、子どもにとっては保育士との安定した信頼関係を築くのは困難になります。もう一点は、子どもの安全、命が守られるのかということです。保育所における死亡事故など重大事故は、乳幼児期、しかも預け始めに多くなっています。自由利用ではその危険性が増すと考えます。家庭で過ごす乳幼児を短時間だけ預かって保育を提供することはかなりの保育のスキルが必要となりますが、この制度の保育士配置基準は低く、しかも入件費は利用時間に対してしか支給されず、安定した雇用が保障できるとは思えません。

令和8年度から全ての自治体が取り組まなければならない制度であり、本市においては公立

保育所で専任の保育士を配置し、定期利用で実施するということには賛成しますが、今後はどのような事業者が参入し、どのような実施形態にするかは分かりません。子どもにとって安心・安全で、なおかつ一人一人に行き届いた保育の提供が保障されるとは言い難い制度設計のため、子ども誰でも通園制度には反対します。保育士の配置基準の改善や様々な事情を持つ子どもたちの受皿の充実、子どもたちが豊かに育つ保育の質の向上にこそ力を入れるべきと考えるものです。

○清水（健）委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

（賛成者起立）

○清水（健）委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第79号 市毛小学校給食室改修建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和7年定例会、第3回9月定例会、議案、議案第79号の順にフォルダをお開きください。

また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧をいただきたいと思います。

提出者の説明を願います。箱崎教育部長。説明は着座にてお願ひいたします。

○箱崎教育部長 それでは、議案第79号 市毛小学校給食室改修建築工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

市毛小学校給食室改修の建築工事につきましては、一般競争入札の結果、落札者となりました川崎・大曾根特定建設工事共同企業体と、契約金額1億5,950万円で請負契約を締結しようとするものであります。

本市の学校給食施設におきましては、学校給食衛生管理基準に基づき調理場の床を乾いた状態で使用することで室内の湿度を低く保ち、細菌の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を少なくするため、調理場のドライシステム化を推進しております。今回の契約につきましては、衛生的な調理環境の下で、より安全で安心な給食を提供するためドライシステム対応の給食室の整備を行うためのものであります。

契約期間につきましては、令和8年9月30日までを契約期間としているところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○清水（健）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。海野委員。

○海野委員 説明ありがとうございました。入札のこの内容なんですが、これは1者だけだったんですか。

○清水（健）委員長 小室契約検査課係長。

○小室契約検査課係長 こちらの入札につきましては、応札が1者のみとなっております。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 市内給食室の改修工事が大分進んでいますけど、今回この市毛をしますと、市内どういう状況になるでしょうか、給食室の直したという形は。

○清水（健）委員長 笹沼学校管理課長。

○笹沼学校管理課長 今回、市毛小学校を2か年工事で予定をしておりますけども、来年度からの2か年工事で堀口小学校を予定しております、改修工事の計画はそちらで完了するということになっております。以上です。

○清水（健）委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 先ほどですね、応札したのが1者だということで、これで競争原理が働いているのかというふうに疑問に思うわけですけども、その辺りはどのように考えているでしょうか。

○清水（健）委員長 小室契約検査課係長。

○小室契約検査課係長 こちら、一般競争入札における公告の作成に当たりましては、地元業者への配慮を念頭に置きながら、十分な競争性の確保と契約を適正に履行できる業者を確保するため、事業所の規模、技術力、地域性などを十分に考慮した上で公告を作成しております。また、審査会において、こちらの公告について協議、決定しているところであります。競争性ができる環境を確保した上での入札となりますので、結果として1者応札であったとしても、入札時点では他者との競争を想定しており競争性は働いたものと認識しております。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第82号 市毛小学校給食備品購入売買契約の締結についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議、令和7年定例会、第3回9月定例会、議案、議案第82号の順にフォルダをお開きください。

また、議案のほかに補足説明資料がありますので、併せてご覧いただきたいと思います。

提出者の説明を願います。箱崎教育部長。着座でお願いします。

○箱崎教育部長 議案第82号 市毛小学校給食備品購入売買契約の締結についてご説明申し上げます。

市毛小学校の給食備品の購入につきましては、指名競争入札の結果、落札者となりました日東調理機株式会社と、契約金額8,706万5,000円で売買契約を締結しようとするものであります。

本市の学校給食施設におきましては、学校給食衛生管理基準に基づき調理場の床を乾いた状態で使用することで室内の湿度を低く保ち、細菌の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を少なくするため調理場のドライシステム化を推進しております。今回の契約につきましては、1日最大500食の調理能力を備えた給食室を整備するため、ドライシステム対応の調理機器、厨房設備の整備を行うためのものであります。

契約期間につきましては、令和8年9月30日までを契約期間としているところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○清水（健）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部入れ替えのため暫時休憩をします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時30分 再開

○清水（健）委員長 それでは、これより委員会を再開いたします。

次に、陳情の審査を行いたいと思います。

継続審査となっております、陳情第22号 保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における緊急時の選定療養費徴収の運用の中止を求めるについてを議題とします。

陳情書につきましては、SideBooksのホーム画面から、全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和7年度、令和7年6月23日のフォルダですね、配付資料、陳情第22号の順にフォルダをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきまして何かご意見等がありましたら発言を願います。宇田委員。

○宇田委員 6月に審査してから3か月経っています。この間、県では選定療養費の徴収を行うことに対して課題が生じていないか検証会議を定期的に開いて、調査分析、改善をしてきております。そこで、まず現在の運用状況について、市で分かる範囲で教えていただければと思います。

○清水（健）委員長 西野保健福祉部参事兼健康推進課長。

○西野保健福祉部参事兼健康推進課長 選定療養費の徴収、運用につきまして、県による調査結果が7月の末まで出ておりますので、それに基づきまして、変更点も含めてご報告をさせていただきます。

徴収が開始された12月2日から7月31日までの8か月間におきまして、22の対象病院に救急搬送された件数は5万4,755件、約5万5,000件、そのうち救急を要さないと判断され徴収をされた件数は1,989件、約2,000件、徴収率は3.6%となっております。推移といたしましては、開始をした12月2日から2月28日の3か月間が4.2%，3月から5月の3か月間が3.3%，直近の6，7の2か月になりますが、これが3.1%と、開始当初より徴収率というものは徐々に下がってきております。ただ、22の病院間で徴収率に大きな差が生じているというのも事実であります。平均は3.6%ですが、一番多い病院で13.2%，次いで9.7%，8.3%と続いております。病院名は明らかにされておりません。

こうした状況を踏まえまして、病院間や医師間での徴収をするかしないかの判断のばらつきを抑えて平準化を図るために、選出された8つの病院、これはひたちなか総合病院も入っておりますが、徴収判断の平準化に向けたワーキングというものが毎月開催されております。協議状況につきましては、次回、3日後ですね、9月19日（金曜日）の検証会議で報告される予定となっております。

続きまして、隣接県である福島、栃木、群馬、千葉、埼玉の5県の救急搬送件数の比較でありますけれども、ほかの県は、前年同月比で1%から4.2%の増となっておりますが、茨城県だけが前年比で4.8%の減となっており、この取組の影響が出ているものと分析しております。特に一番の目的である軽症者の救急搬送につきましては、前年同月比で85.5%と、ほかの県より10%以上の減となっております。

最後に、県の広報紙「ひばり」の7月号に織り込まれたリーフレットにおいて、救急車を呼ぶべきか判断に迷う場合は、まず、大人は#7119、子どもは#8000に電話をかけてほしいと。そして、電話相談員から救急車を呼ぶように助言された場合は、その旨を搬送先の医師に伝えてください。病院では、その助言があったことを最大限考慮した上で救急車要請における緊急性を判断しますという記載が、Q&Aの部分に追加されております。

以上、8か月における状況及び結果等についてのご報告でございます。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 分かりました。それで、本市のそれぞれの施設の状況ですね。6月以降の状況について、それぞれ教えていただければと思います。

○清水（健）委員長　出澤幼児保育課長。

○出澤幼児保育課長　6月以降の保育所と幼稚園の状況でございますが、6月以降、保育所等には何か救急車を要請したとか、そういうことがあった場合には、幼児保育課のほうに連絡をくれるように伝えてございますが、今のところ連絡はいただいていない状況でございます。以上でございます。

○清水（健）委員長　金澤保健給食課長。

○金澤保健給食課長　学校につきましては、6月の議会以降ありましたのは1件だけ、美乃浜学園で救急搬送の要請はしておりますが、こちらにつきましては病院のほうが選定療養費の徴収外の病院であったことから、選定療養費に係る救急搬送はありませんでした。

○清水（健）委員長　横山介護保険課長。

○横山介護保険課長　福祉施設に関してでございますけれども、6月以降の状況を把握しておりません。ただ、4月から8月までの救急搬送の件数を、施設からの件数を調べました。令和6年度は232件、令和7年度は223件と9件減ということになっています。選定療養費につきましては、特段こちらに苦情が入ったりとか、相談があったというケースはございません。以上です。

○清水（健）委員長　ほかにご意見等がありましたらお願ひいたします。宇田委員。

○宇田委員　じゃあ、私の意見を申し述べたいと思いますけども、陳情にも書かれていますけれども、#8000に相談し、救急車を呼んでと言われたのに、病院から選定療養費を徴収されたという事案が陳情書にあるわけですけども、このような件については既に対応済みで、救急相談で呼ぶべきと助言された場合は徴収されない仕組みとなったということです。

しかし問題は、徴収されたお金が戻ってくるかどうかということにとどまらないと私は思っています。県は、迷ったら救急電話相談に問合せをするようにと言っていますが、救急電話相談での判断が本当に正しいのかということに疑義が生じているということです。救急電話相談で様子を見てと言われたのに、その後、病状が急変してしまったというようなことも十分に起こり得るということではないでしょうか。したがって、学校や福祉施設の職員が救急車を呼ぶべきと判断したら、たとえ救急電話相談でそのまま様子を見てと言われたとしても、ためらわずに救急車を呼ぶべきだと考えます。そこに不適切な利用など入り込む余地などありません。

また、緊急時に電話相談に説明し、判断を仰ぎ、さらに消防に電話をして説明をするということの時間のロスが本当に緊急時の対応になじむのかと思います。選定療養費の徴収を行う目的は、救急車の不適切な利用の抑制であり、上記の施設においてはそのような利用はあり得ないと考えます。以上の理由から、このような施設からの緊急時の選定療養費徴収の運用を中止することを求めるることは妥当であり、本陳情は採択すべきと考えます。

○清水（健）委員長　ほかにご意見ありましたら発言をお願いいたします。大久保委員。

○大久保委員　現場の病院の話を聞きますと、どの病院というか、どの地域にも、本当に不要なのに何回も何回も救急車を呼んで行くという有名人がいるという話なんですね。こういうのはもう絶対に防がないといけない。そういう意味で、私はこの制度は意味があると思います

し、効力を発揮すると思っているんですね。

ただ、それとは別に、こここの陳情で上がっているような学校とか施設、これは他人の、人様の命を預かっているわけなんですよね、先生も、施設の方も。だからそこはやっぱり、自分の命とか、それから親族とかだったらまた話は別でしょうけども、人様の命を預かっているところで、このワンクッションを置くというのは、緊急だと思ったときにワンクッション置くということが非常に障害になるんじゃないかなと思うんですよ。ですから、やっぱりそういう不必要なのはもちろんこれで防げるわけですから、そうではなくて、やっぱり学校の先生とかが、生徒が急に倒れたと、分からぬわけですから、状態は分かるけれども原因は分からぬわけですね。そうすると、やっぱりすぐ救急車をとにかく呼ぶというのは僕は必要だと思うんです。だから、そこにワンクッションを置く判断をその先生とか学校に任せるというのは、私は問題があると思います。

先ほどから紹介があった「ひばり」の中にも、大原則として、緊急時には迷わず救急車を呼んでくださいと、一番大原則として書いてあるんですよ。だからそれを考えたときに、やっぱり例外、特例というのは僕はつくるべき、少なくともこの陳情については認めるべきではないかなと、このように思います。以上です。

○清水（健）委員長 ほかにご意見がありましたらご発言をお願いいたします。大内（健）委員。

○大内（健）委員 ちょっと質問なんですが、茨城県のほうは、救急車を呼ぶか判断に迷った際は県の救急電話相談を利用するよう、もちろん市町村教育委員会に通知しているということなんですね。その中で、相談で呼ぶべきと助言された場合、選定療養費は徴収されないことを伝えてあると県のほうでは言っています。その中で、ある自治体の教育委員会では、ためらわずに救急車を、万が一の場合ですね、ためらわずに救急車を呼んでくださいと現場に説明をしているというような話も聞こえています。本市の場合、どういう感覚を持って対応しているかというのをちょっとご回答いただけますでしょうか。

○清水（健）委員長 金澤保健給食課長。

○金澤保健給食課長 今、委員さんからもお話をありましたとおり、ためらわずに呼ぶということで、学校のほうにも、県のもちろん通知もそうですけども、市としてもやはりそれはためらわずに呼んでいただきたいということで学校のほうには通知をさせていただいております。実際そのようにやっていただいていると思っております。

○清水（健）委員長 よろしいですか。

ほかにご意見等ありましたら発言をお願いいたします。海野委員。

○海野委員 この選定療養費制度なんですが、これは救急車、消防隊員が、電話がかかってくればほとんど原則的に出動しなくちゃならないんですが、でも、本当にタクシ一代わりに使う方がいたり、本当に風邪とかそういう軽い病状で呼ばれたりする。そうすると、やはり緊迫している出動がたくさん出ているときに、本当に出動して助けられない人もいるわけなんですね。ですから、もちろん学校なんかではためらわずに呼ばれたほうがいいと思うんですが、こ

れは、もしこの選定療養費を請求された場合、水戸の学校辺りではP T A会費から出しますよと、そういう学校もあったと新聞で見ているんですが、金を要求されたらば、そんなにお金欲しいんだったら出してやるよと、そのくらいの気持ちでやっぱりいれば、この選定療養費を請求する病院だって、このお金がどこから出ているんだとやっぱり考えると思うんですよね。ですから、ためらわずに呼ぶことが大事で、そして風邪とか、本当に軽度の個人的な都合で呼ぶような場合は自粛してもらいたいと思うので、これは陳情の意味も分かるんですが、本当に困っている人のためにも、こういった選定療養費制度はあったほうが私はよろしいかと思います。

○清水（健）委員長 ご意見ということでよろしいですかね。

（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 その他、ご意見等がありましたらお願ひいたします。山田委員。

○山田委員 私も、先ほど西野課長のほうからも説明ありましたけれども、救急車搬送における選定療養費の徴収に関する検証の結果についてということで、ホームページのほうに、2025年3月から5月までですか、載っていたので、そのところの内容を確認させていただきましたけれども、消防本部のほうも、救急のほうが3月から5月ですけれど、前年、2024年の3月から5月と比べるとかなり減っている、救急車の出動も減るということ、また、近隣の県に関しても、救急搬送が、ほかの県は増えているのに比べて茨城県は減っているということも出ておりました。また、軽症の割合も、救急搬送が前年度と比べて15.4%減ということで、中等症以上が逆に増えているという結果を見たときに、やはり軽症が減って、中症度の患者さんを受け入れるパーセントが上がっているということは、やはり中症から重症した人を受け入れられる数が増えるということにつながっていくので、救急医療機関の適正受診、また救急車の適正利用というのが図られてきているのかなと思います。

今回、陳情で出ております内容はもちろん分かるところもあるんですけれども、この項目の運用を中止してくださいというところだと、やはりこの救急搬送の今回の選定療養費をやつしていくということは適正化につながるのではないかと思いますので、これはこのまま運用してもよいのじゃないかなと思います。以上です。

○清水（健）委員長 その他ご意見ありますか。大久保委員。

○大久保委員 この陳情の趣旨の確認ですけれども、この趣旨の運用を中止してくださいというのは、この学校とか福祉施設での運用を中止してくださいという意味であって、全般をやめるという話ではないと思うんですけど、今、山田委員のおっしゃったのは全部をやめるというふうに取られているように聞こえたんですけども、そこを確認させてください。

○清水（健）委員長 こちらはですね、陳情の趣旨については確認をしていただいておりますので、こういった取り違いは起きていないのかなというふうに私は聞こえたんですけども。これは誰に確認すればよろしいですか。

（「僕は、山田委員がおっしゃったのは、何か全部をやめるというように取っているように聞こえたので。そうじゃないですよね」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 そうではないようなので、よろしいですか。

(「私の解釈でよろしいですね」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 はい。

ほかにご意見等があれば。萩原委員。

○萩原委員 先ほどから、この意見や説明にありました、県の検証においてこの運用面の課題等が抽出されて、救急車の適正利用や取組の適切な運用を図っていくために検証を続けながらこの運用改善を進める一方で、県民への周知、啓発を強化していくとのことであります。また水戸市においては、学校などの判断で児童生徒を緊急搬送して保護者負担となった場合は市が全額補助をする制度を始めました。この福祉や教育の、結局はですね、この現場において救急を要請するに当たっての不安をいかに払拭するかということが大きな課題になっていると思います。ただ、それに対して、県や各市町村が課題解決に向けてしっかりと取組を始めていますので、この陳情の趣旨は本当に大変理解できるものであるんですが、やはり各県や市町村の今後の動向を注視していくべきだと私は思います。以上です。意見です。

○清水（健）委員長 ほかにご意見等ありましたら。北原委員。

○北原委員 ちょっと確認をしたいことがあります。今、県と教育委員会も含めてそうですけど、いろんな周知のほうはされていると思いますし、改善に向けて動いていると思っています。その中で、救急要請の出動のほうにちょっと目を向けてみたときに、今、この広域管内のところで、出動作数というのは右肩上がりからは少し緩やかになっているのかなとは私は思っているんですが、その辺のところを確認させていただきたいんですけど。

○清水（健）委員長 小石川健康推進課長補佐兼係長。

○小石川健康推進課長補佐兼係長 消防本部の救急搬送件数というものがありまして、その中でひたちなか・東海広域圏内の件数が出ております。こちらの選定療養費が開始された12月2日から7月末までのデータを前年と比較した数字になりますけれども、その数字を見比べますと、前年が6,047件、今年度が5,860件という形で3.1%の減少をしている数字が出ております。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございました。今年は、やっぱり熱中症関係を含めて見ると、この辺の状況の中で多分前年度よりは上がっているというふうに私は認識をしている部分があります。ただ、やっぱりこうした選定療養費のところで、いろんな周知をしながらいったものもあって少しずつ救急のところは抑制されているのかなというふうにも感じております。ありがとうございました。

○清水（健）委員長 ほかにご意見ありますか。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

---

午前10時53分 再開

○清水（健）委員長 それでは、委員会のほう再開をいたします。

一応確認させていただきますけれども、ほかにご意見等はありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 ご意見等なしということですので、これより討論を行いたいと思います。討論ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 陳情第22号 保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における緊急時の選定療養費徴収の運用の中止を求める意見書の提出について、反対の立場から討論します。

救急車の出動1回当たりの費用は約4万5,000円とされています。緊急搬送された人の約4割が軽症であるというデータもあり、自分で病院に行けるような軽症者による安易な利用が問題視されています。これにより本当に救急車を必要とする重症患者への対応が遅れるケースが発生しています。有料化のメリットとしては、無駄な出動の削減、重症患者への迅速な対応、医療従事者の負担軽減、財政負担の軽減などが挙げられます。保育や教育、福祉施設の現場では、選定療養費にかける緊急要請を躊躇してしまい、万一手遅れになることは絶対に避けなければなりません。

茨城県は情報発信などの対応に乗り出し、要請控えが起きないように、命に関わる緊急時は迷わず救急車の要請をと呼びかけて対応しています。併せて茨城県は、救急車を呼ぶか判断に迷った際は県の救急電話相談を利用するよう市町村教育委員会に通知しています。相談で呼ぶべきと助言された場合は選定療養費を徴収されないとしています。万が一を回避するため、ためらわずに救急車を呼んでと現場に認識を図っています。申し上げた対応を踏まえ、意見書を提出するには至らないと考えます。以上です。

○清水（健）委員長 ほかにありませんか。宇田委員。

○宇田委員 陳情第22号について、採択すべきとの立場から討論します。

昨年12月から導入された選定療養費の徴収に対して、県では関係機関による定期的な検証会議を開き、課題が生じていないか調査分析し、改善できるところは改善の努力をしていることは承知しているところです。一方、本陳情の趣旨は、選定療養費の徴収そのものの中止を求めることではなく、少なくとも子どもや高齢者、障害者を預かる保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設については選定療養費徴収の運用の中止を求めるということです。そのような施設では、緊急時には施設の複数の職員による判断により、ためらうことなく救急車を呼ぶことを優先すべきであり、本陳情は採択すべきと考えます。

○清水（健）委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

賛成・反対ありましたので、これより採決をいたします。本件は採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○清水（健）委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとすることに決定し

ました。

以上で陳情の審査を終了します。

執行部入れ替えのため、暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

---

午前10時58分 再開

○清水（健）委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、執行部から説明の申し出が2件ありますので、所管事項説明に入ります。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和7年度、令和7年9月16日、配付資料、指導課資料の順にフォルダをお開きください。フォルダは配付資料ですかね。

それでは、学校部活動の地域移行（展開）について、執行部より説明を願います。箱崎教育部長。説明につきましては着座でお願いいたします。

○箱崎教育部長 本日は説明のお時間をいただきましてありがとうございます。学校部活動の地域移行につきましては、現在、地域クラブ活動への移行を進める改革推進期間となっており、本市においても、まずは休日の移行から段階的に整備を進めているところでございます。

これまで部活動は、長年にわたり教員が指導を担うことを前提に運営されてまいりましたが、生徒数の減少による団体競技の存続の難しさに加え、教員の働き方改革や専門性の観点からもその体制は限界を迎えており、子どもたちのニーズに応じた活動を保障することが困難となつてきております。

一方で地域に目を向けますと、スポーツや文化芸術に関して多様な人材や専門的知見を有する方々が数多くいらっしゃいます。地域の子どもたちを地域で育てるという視点を持って、学校部活動を地域が主体の活動に移行していくことで子どもたちにより豊かな学びの機会を提供することが可能となってまいります。地域全体で連携して子どもたちを支え、幅広い活動機会を子どもたちに提供し、それぞれに適した環境で自発的に活動に参加することで楽しさや喜びを実感し、多様な活動を通してよりよい成長へとつなげていきたいと考えております。

それでは、この後、本市で進めております学校部活動の地域移行の現状等について、資料に沿って担当課長からご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○清水（健）委員長 田村参事兼指導課長。

○田村参事兼指導課長 それでは、資料の1をご覧ください。ご説明する内容は、1、目指す地域クラブ活動の姿、2、活動環境整備の方向性、3、今後のスケジュールとなっております。

1ページをご覧ください。1、目指す地域クラブ活動の姿といたしましては、今まで部活動は、主に学校単位で行っておりましたが、今回地域クラブとして、学校や学区を超えて、活動したいことを子どもたちが選択できる活動環境を整備していきたいと考えております。学校部活動に設置のある種目、学校部活動に設置のない種目など、子どもたちのニーズに合わせて様々な活動が必要だと考えております。また、気軽に楽しめる活動から競技性の高い活動など、

子どもたちの志向に合った活動を選べる活動の整備を目指していきたいと考えております。

しかし、私たちが整備していく地域クラブでの活動だけではなく、従来の塾であるとか民間のクラブでの活動もあるかと思いますので、中学生には、それらの活動も含めて広く選択することが可能になると考えております。

2ページをご覧ください。地域クラブ活動と学校部活動の大きな違いといたしましては、運営主体が変わることろです。地域クラブ活動は、地域の様々な団体が運営主体となり得るところが学校部活動とは大きく変わってきます。指導者につきましても、学校の先生を含めた地域の様々な方たちが指導に当たれることが地域クラブ活動のメリットであると考えております。参加者につきましては、学区の生徒だけでなく、市内全域の生徒が活動への参加対象になることなど、新たな人間関係の形成につながると考えております。

活動場所につきましては、学校部活動が縮小していくことから、休日の学校施設を中心に整備することを想定しております。

また、費用負担につきましては、この後4ページ目でご説明いたします。

保険につきましては、学校の保険とは別の保険に入っていたいただく必要があります。

3ページ目をご覧ください。地域クラブ活動までの流れを示しております。多様な運営主体が行う地域クラブ活動につきましては、登録という形を取らせていただければと考えております。こちらも、スポーツ省の協力者会議において地域クラブの認定制度について話し合いが進んでおりますが、地域クラブ活動を行う団体に登録いただいて、その団体の活動内容を我々も把握し、活動を行っていただきます。

その中で登録いただいた団体につきましては、市のホームページ上で活動を紹介させていただきたり、活動団体のご希望により中学校施設を中心に活動場所を調整させていただいたりしていければと考えております。

4ページをご覧ください。2、活動環境整備の方向性についてご説明いたします。（1）活動団体につきましては、地域の幅広い団体が運営主体と考えております。①と②にありますとおり、スポーツ少年団など既存の活動団体や、少年団以外の社会人等が運営するクラブの中に中学生を受け入れていただけるよう働きかけを行っております。今年度1月から3月を目標に、現在市内の中学校で土日に活動している13種目の部活動について、1つ以上の地域クラブ活動を展開できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

（2）運営につきましては、各団体が自主運営の形で行っていただくことになります。例えば活動の趣旨、指導者の報酬、運営の費用、受益者負担額、保険加入等について各団体の責任の下、行っていただくよう調整を進めてまいりたいと考えております。

中学生の活動量の適正化を図ることも部活動の地域展開の一つの目的となっておりますので、市部活動の活動方針で示されている活動時間、活動日数等を遵守していただけるよう、活動団体とは話し合いを進めたいと考えております。

（3）活動場所につきましては、各団体の現在の活動拠点が基本になるかと思いますが、ご希望により中学校の体育館を開放する形で対応できればと考えております。現在行われている

学校体育施設開放事業を参考に整備を進めてまいりたいと考えております。

(4) 指導者につきましては、活動団体の指導者が中心にとは考えております。しかし必要に応じて、県人材バンクの活用や兼職兼業の教員の募集等を行いながら、団体の希望によって市で調整が必要になってくると考えております。

(5) 設備等につきましては、ゴールやネット等、中学校に備え付けられているものが使える場合はそのまま使用できるよう調整してまいります。しかし、バットやボール等の用具類は各団体で準備、管理していただくことを基本と考えております。また、文化的な活動で使用する運搬困難な楽器などは、活動場所に保管できるよう調整を考えております。

(6) 活動費用につきましては、受益者負担を基本としております。ではありますが、国から一定の受益者負担の水準を示すとの話が出ており、その金額を考慮しながら今後検討してまいります。生活困窮世帯の支援につきましては就学援助制度に準じた対応を検討しております。

(7) 周知、広報といたしましては、活動団体一覧を現在作成しております。10月を目安に、生徒・保護者に対して活動団体の一覧を周知できるよう準備を進めたいと考えております。また、先行して活動している団体につきましても、8月から順次ホームページで公開しており、9月中にはまた更新をする予定です。

5ページをご覧ください。活動団体登録の条件（案）についてご説明いたします。1点目としましては、市内の中学校に在籍している生徒が参加できる団体を登録いたします。2点目としましては、市の部活動の活動方針に沿った活動であること。3点目としましては、団体の規約、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等の整備をしていることを条件にしたいと考えております。現在ヒアリングを行っている少年団等につきましては、既に整備されていると認識しております。4点目としましては、活動拠点は原則としてひたちなか市内とすること。5点目としましては、参加者から運営に必要な会費等を徴収していること。6点目としましては、地域クラブに参加する会員が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際の会費等の取扱いを明確にしていくことなどを想定しております。今後国から示される認定制度と照らし合わせて本市の方針を確定してまいります。

6ページをご覧ください。今後のスケジュールにつきまして、10月を目途に第3回の推進協議会を開催し、地域クラブ活動のガイドライン等についてご協議いただきたいと考えております。また、関係団体ヒアリング等ということで、活動意向のある団体に対して、具体的にどのような活動ができるのかヒアリングを随時行っております。

今後、整備していく地域クラブ活動につきましては、グループを3つに分けて進めております。下段から説明させていただきますと、実証事業を含めて、現在中学校の体育連盟の主催する大会に参加するなど、既に中学生の活動をスタートしている団体が先行実施の地域クラブ活動しております。

中段の、令和8年1月から開始する団体は、3か月間の地域クラブ活動試行期間を設けて、土曜日、日曜日の活動を推進していこうと考えております。この期間には、中学校に設置されている13種目の部活動を中心に、市内に1種目以上の活動が整備できるよう準備を進めてま

ります。

上段の4月からの活動につきましては、基本、休日の学校部活動がなくなるということになりますので、部活動に設置のない種目や活動も含めて、毎週何かの活動が実施できるよう地域クラブ活動の募集を進めてまいります。

広報につきましては、先行実施している活動を市のホームページにアップロードしております。また、試行期間であるとか、令和8年4月からの地域クラブ活動について、市のホームページまたはHome & Schoolアプリ等で保護者、生徒に直接届くように随時更新し、地域クラブ活動の紹介や関連情報について紹介を図ってまいります。

続いて、資料の2をご覧ください。本市の現在のヒアリングの進捗状況になります。現在設置を目指している部活動、13種目の活動を行っている団体に対してヒアリングを実施しており、意向を示してくれた27団体と活動実績のある8団体を加えた35団体から、地域クラブ活動の参加意向を示していただいております。それぞれの種目で参加意向を示している団体数や各団体が課題と考えていること、受入れの条件などについてまとめております。中央に示している活動開始の可否としまして、二重丸がついているところは現条件で活動が可能という団体になっております。一重丸につきましては、課題はあるが活動を進めながら課題を検証していく団体というふうになっております。三角につきましては、課題がクリアできれば活動が可能という団体で、現在課題の解消に向けて調整を図っております。また、未につきましては、今のところ課題が多く検討がさらに必要という団体になっております。

団体がそれぞれ活動するに当たっての課題を星印で示し、どのように考えているのかを右側のほうにまとめてあります。会場、時間について星印が白抜きと黒塗りになっておりますが、白抜きにつきましては、団体が学校や中学校施設を希望しているところで、土曜日、日曜日の中学校施設について今後調整がしやすいことから白塗りになっております。また、それぞれの項目に当てはまらない課題等につきましては、備考のほうに短文で記載しております。

現在2回目のヒアリングを実施中で、実際の活動に向けて9月中にまとめる予定になっております。

説明は以上になります。

○清水（健）委員長 それでは、これより質疑を行いたいというふうに思います。質疑ございますか。宇田委員。

○宇田委員 今後参加する子どもたち、保護者は、受益者負担の原則ということで、学校部活動は今でも幾らかお金のかかっている部活もあるわけですけども、今以上にお金がかかることを心配しています、私は。その点と、中学校の施設を使って部活動をするように考えているわけですけども、そうは言っても、自分の通っている学校なのか、あるいはほかの学校まで行かなければならないのかということになると、そこに通うというんですか、送迎とか、そういうことの心配があるわけですけども、その2点についてはどのように考えている段階なのかお伺いします。

○清水（健）委員長 1点ずつでも構いませんので、回答ができる方はいらっしゃいますか。

黒澤指導課指導主事。起立でお願いいたします。

○黒澤指導課指導主事 それでは費用の面について、まずお答えしたいと思います。今後、地域クラブ活動の活動費用については、基本的には受益者負担というふうに、先ほど説明したとおり考えております。ただ、学校部活動が現在続いている状況というところはございますが、今後ですね、学校部活動のほうは縮小の傾向にございます。ですので、学校部活動の費用として、例えば中学校の後援会費というふうに納めていた費用については今後縮小していかなければというふうに考えております。その分、地域クラブ活動に係る費用については地域クラブ活動のほうに充てていただくというところが今のところの考え方であります。

続いて、2点目の現地までの集合、解散についてになりますけれども、こちらのほうにつきましても、基本的には保護者の責任において現地集合、現地解散というところを基本としたいというふうに考えております。ただ、議員ご指摘のとおり、自分の望む活動が自分の学区にない場合もございます。その点につきましては、我々のほうとしては、自分の学区にできるだけ活動のほうを整備しようというふうに考えて今調整のほうを図っておるところですけれども、場合によっては、やはり民間の塾等に通うのと同じように、ご希望が学区の外にある場合にはご家庭のご負担で移動していただくことが基本となるというふうに考えております。以上です。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 説明としては、もう本当に自由に多様な活動を選べるようになるというようなバラ色めいた説明が一方にはあるわけですけども、でも一方では、やっぱり受益者負担とか、あるいは自己責任での送迎みたいなね、そういうのがついてくるということで、ますます子どもたちの間に格差が広がってしまうんじゃないかという心配がありまして、そこはしっかりと議論していただきたいなというふうに思っています。

本当に部活動って、中学生の子どもたち自身の問題なんですよね。この件について、子どもたちの声、意見というのは聞く機会というのは持っているのか伺います。

○清水（健）委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 子どもたちの意見につきましては、令和7年度の3月にアンケート調査のほうを、小学校4年生から6年生、中学校1、2年生を対象にアンケートを実施させていただきました。その中で、子どもたちのほうから出てきた意見としては、平日に行っている部活動とは別の活動にも興味がある、また、通える範囲だけではなく、自分の学区だけではなく、学区から離れた活動に参加したいというようなご意見、また、当然自分の学区のところで、できる限り親の負担をかけずに行っていきたいというご意見、様々なご意見がありました。その中では、やはり先ほども申し上げたとおり、部活動に設置のない種目というところでかなりのニーズがあるよう私どもは考えております。ですので、学区の内外にかかわらず、部活動に設置のある種目、設置のない種目というものを整備できるようにして、子どもたちが平日とは違う活動を休日に行うというようなご希望にも応えられるようにしていかなければというふうに考えているところです。以上になります。

○清水（健）委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。海野委員。

○海野委員 説明ありがとうございました。確認なんですが、学校部活動と地域クラブ活動、これは並行してこれからいくんですか。確認です。

○清水（健）委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 今現在、国の方針としまして、令和5年度から令和7年度までが改革推進期間というふうに定められております。この後、令和8年度から令和13年度までが改革実行期間という位置づけになっております。現在、この改革推進期間の整備の中心となるのが休日の部活動の地域移行になっております。その休日の地域移行の進捗状況に合わせて、令和13年度までを目標に平日の部活動の地域クラブ活動化という整備を進めていきたいというふうに考えております。ですので、当面は平日の学校部活動、休日の地域クラブ活動ということでどちらも存在していくというふうになっております。

ただ、子どもたちのほうは、中学校体育連盟の大会にも部活動として今まで参加しているかと思います。こちらのほう、令和5年度から地域クラブ活動の参加が一部柔軟に認められている状況であります。ですので、子どもたち、生徒については、学校部活動で中体連の総合体育大会新人戦に参加をするのか、それとも自分の希望で地域クラブ活動のほうで大会に参加するのか、どちらかを選択していくような形を取らざるを得ないのかなというふうに考えております。

ですので、しばらくの間は部活動も存在していくという形になりますので、子どもたちにはできるだけ、保護者も含めて、混乱を来さないように我々のほうから周知を図っていく必要があるかというふうに考えております。以上になります。

○清水（健）委員長 海野委員。

○海野委員 説明ありがとうございました。それで問題が起きることは、指導者が違うことが発生すると思うんですが、野球にしても、剣道辺りにしても、その学校の先生が今やっている指導方法と地域クラブの指導者の指導方法が違ったとき、子どもたちがどのように混乱するのか、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○清水（健）委員長 黒澤指導課指導主事。

○黒澤指導課指導主事 その点につきましては考え方いろいろあるのかなというふうに私どもの方は認識しております。今まで学校部活動として一人の顧問の先生が指導を行ってきた。ただ、今回の部活動の地域展開につきましては地域の方たちも指導者となり得るというふうになっております。ですので、様々な方からいろいろな角度からご指導いただくことで、子どもたちの話を聞く力、もしくは選択する力というのは伸ばしていけるのかなというふうに考えております。ただ、先ほどご指摘があったとおり、指導が統一しないというところも一つ問題になってくるかとは思いますが、そのところにつきましては、休日の活動と平日の活動が別々になった場合には、顧問の先生と地域のクラブ活動の指導者とで情報を共有できるような機会を設けていければというふうに考えているところです。以上になります。

○清水（健）委員長 海野委員。

○海野委員　はい、分かりました。子どもたちが、やっぱり指導者、いいところを取り入れられれば一番いいと思います。

あとですね、一つ、これは要望なんですが、学校部活動の中で大会奨励費というのがあるんですが、これは後から支払われるようになってるんですが、大会が終わってから請求するようになっているんですかね。お願ひします、答弁。

○清水（健）委員長　 笹沼学校管理課長。

○笹沼学校管理課長　 大会奨励費のほうは、そうですね、大会が終わって、まとめたような形で申請をしていただくような方法になっております。

○清水（健）委員長　 海野委員。

○海野委員　 それでは大会に実際お金がかかる、その費用はどのように工面すればいいですか。

○清水（健）委員長　 笹沼学校管理課長。

○笹沼学校管理課長　 基準に基づいてバス代とか宿泊費とかそういうものをお支払いしているので、かかった経費は後からというような形でやっているという方法を取っているということなんですけど。申し訳ありません。

○清水（健）委員長　 海野委員。

○海野委員　 中学校辺りに話を聞きますと、後援会費を充てたり、そういうふうにしているみたいなんですが、これは概算でも前払いでお支払いいただいて、そして余ったらばもちろん領収書に基づいて返還すればいいわけなんで、今年、勝田一中なんかでは、陸上部が沖縄、全国大会、剣道が宮崎県、ソフトボールは田彦と合同で大阪、そういうふうに全国大会が地方で行われた場合、200万からお金かかってしまうので、カンパとかそういうのも集めたようなんですが、これは本当に学校の負担、父兄の負担になってしまって、その辺のところを教育委員会のほうで考えていただけますか。

○清水（健）委員長　 要望ということでよろしいですか。回答を求めますか。

○海野委員　 強い要望です。

○清水（健）委員長　 要望ということで、承知いたしました。

　 それでは、ほかに質疑があればお願ひします。北原委員。

○北原委員　 ご説明ありがとうございました。今のいろんな方向性というもののご説明は分かりましたけれども、まず、ちょっと大きく聞きたいんですけども、この推進体制、組織図というのはあるんでしょうか。

○清水（健）委員長　 田村参事兼指導課長。

○田村参事兼指導課長　 検討委員会と推進協議会というところで組織のほうをつくらせていただいております。月ではないんですけども、定期的にそちらのほうを行いながら、今後ガイドライン等を作成していくというふうに形のほうをつくっております。

○清水（健）委員長　 北原委員。

○北原委員　 ありがとうございました。いろんな今、委員のほうからもご意見が出ていたり、

これは特別委員会でもいろんなご意見もあるかと思いますけれども、今ご説明の中であった地域クラブ主体となったとき、運営主体は本当に地域の各団体です。例えば費用に対しても、各団体が決めます。でも、いろんな例えればトラブルがあるとか、いろんな相談事があるとかといったときに、何となくお話を聞いている中、この資料の中もそうなんですけども、組織体制から追っていくことが、ちょっと今、私、頭があまりよくないからあれなんですけども、ちょっと追えない状況にあるんですよね。今、海野委員からもいろいろな費用の話もあったりしたときにも同じだし、例えば、いろんなこれから部活動のイベントをやるときに、行政がどこまで関わって調整をするのか、団体との調整をするのか、学校と調整するのか、保護者の意見はどうするのか、こういうものの組織体制というのがあって、多分今お話がされているんだと思うんですけども、その辺のところどういうふうに今考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○清水（健）委員長 箱崎教育部長。

○箱崎教育部長 この学校部活動を地域移行に向けて推進していくためには、現在のところは、あくまでも子どもたちの活動場所としまして、市内で活動の実績がある少年団等を中心に、まずは受皿としての環境整備のほうを進めているところです。ただ、各団体にお話を伺いいたしますと、実際運営に当たっていろいろ事務的な課題ですとか、資金のお話とか、そういうことも聞こえているのは事実です。ほかの自治体の例を見ますと、全体を総括した推進体制というようなものを、府内ですとか、外の団体に委託するような形で取っているような例も見受けられますが、現在のところは、今の府内の推進体制、教育委員会を中心とした各部との連携という形で進めていく予定ではおりますが、ほかの自治体の情報収集ですとか、各団体の活動していくまでの状況などから見えてくる、いろいろな課題などについて、どのように対処していくか、本格的に移行を進めるに当たってはそういった整理が必要だと思いますので、今後そういった方向性につきましては、ぜひ検討のほうはしていきたいと考えております。

○清水（健）委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。まだ改革期間であって実行期間でもないので、今のところでいろんな洗い出しをしながらだと思いますけれども、ぜひこれを、保護者もそうですし、地域の方々も、皆さんそうですが、ある程度推進体制的なものを皆さんにも分かるような形でつくっていただければいいのかなと思いますので。いろんな課題はこれからもあると思いますけれども、そこは隨時また調整いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で、学校部活動地域移行（展開）についてを終了します。

次に、配付資料のフォルダに戻っていただきまして、中央図書館資料をご参照いただきたいというふうに思います。新中央図書館基本設計について、執行部より説明を願います。箱崎教育部長。着座のままで結構です。

○箱崎教育部長 引き続きまして、新中央図書館の基本設計についてのご説明をさせていただければと思います。

基本設計の内容につきましては、令和7年6月の文教福祉委員会の所管事項説明におきまして、過日ご説明のほうをさせていただいたところです。その後ですが、パブリックコメントを実施いたしまして、庁内の9月庁議におきまして基本設計を決定したところです。本日は、これまでの経過とパブリックコメントの結果などについて担当のほうからご説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○清水（健）委員長 近藤中央図書館長。説明は着座でお願いいたします。

○近藤中央図書館長 着座で説明させていただきます。説明のお時間いただきありがとうございます。早速説明させていただきます。

まず、本日お配りしております資料1のほうをお開きいただきたいと思います。

新中央図書館の基本設計につきましては、今年の4月に設計がおおむねまとまりまして、先ほど部長からも説明ありましたが、令和7年6月の定例会の全員協議会及び文教福祉委員会におきまして、基本設計概要版のほうをお示ししご説明をさしあげたところでございます。この基本設計概要版につきましては、本日資料2でお配りしているものでございます。

その後の経過といいたしましては、資料1の1ページの表のところにございます基本設計決定までの経過としまして記載しておりますが、6月25日から基本設計概要版を基本設計の案としまして公表をし、パブリックコメントのほうを実施いたしました。また、パブリックコメントの実施と並行しまして、図書館協議会をはじめ、令和6年度、昨年度3回にわたり実施しました市民ワークショップの参加者を対象とした「基本設計案を見てみよう」と題した市民ワークショップのほうも開催をするなど、そういう場でもパブリックコメントの案内やご意見をいただきなど進めてまいりました。パブリックコメントが7月24日に締切りとなりました後、結果を取りまとめまして、庁内の検討委員会のほうを経まして、8月25日の9月庁議におきまして、公表した基本設計案の内容のとおり基本設計を決定するということいたしました。

決定した基本設計の内容につきましては、基本設計概要版を本日の資料2として配付させていただいておりますので、資料2のほうをお開きいただければと思います。

資料2のほうでございますが、右下にページの番号が振ってございます。ページを少し進めさせていただきまして、3ページのほうからご説明をさせていただきたいと思います。

3ページ、設計のコンセプトでございます。「心地よい緑の中で、ひたちなかの魅力に出来る、交流・情報・創造拠点」を掲げまして、青字で3つのコンセプトのほうを記載してございます。

続きまして、4ページのほうになります。すみません、本日のこの資料2につきましては、6月の文教福祉委員会のほうでもお示しした内容と同じで、変更内容がございませんので、本日はかいつまんで説明をさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。4ページのほうになります。4ページ、青字の1点目になります、まちとつながる図書館でございます。勝田駅側と公園側からの2か所に出入口を設けまして、既存樹木を生かしながら公園と一体的

な図書館ならではの環境づくりを行ってまいります。

続きまして、5ページをお開きください。青字の2つ目、シビッククリングを骨格とした図書館でございます。中央の書架の周りにシビッククリングというネーミングで回遊空間を設けまして、様々な情報発信などにより、ひたちなかの魅力に出会える図書館としてまいりたいと考えております。資料の画面の中に点在して書いてあります赤い文字は、昨年度3回にわたり実施しましたワークショップでの市民の皆様からいただいたアイデアとなってございます。

続きまして、6ページのほうをお開きください。青字の3つ目のコンセプトになります。誰もが安心して利用できる図書館でございます。日射の影響を受けにくいよう中央に一般書架、その周りに各活動エリアを配置いたしております。1階は親子やティーンズが楽しめるようぎわいのある空間を設けまして、一方、2階は静かな空間となるよう、適度な距離感を取って各エリアを配置いたしております。

続きまして、数ページ進みまして最後のページになります。10ページのほうをお開きください。10ページでございますが、外構計画のほうでございますけれども、東西の玄関前にそれぞれ広場のほうを設けます。駐車場につきましては、建物の南西側にL字型に整備をいたしまして、車両の出入りの動線が、車両動線が交錯しないよう一方通行とする計画でございます。植栽につきましては、既存樹木を生かしつつ、維持管理コストのほうも考慮しながら適切に配置していく予定で検討いたしております。工事費の概算につきましては、基本設計時点におきまして、本体工事、外構工事合計で約45億3,000万円を見込んでおります。引き続き、実施設計において精査しまして、コスト削減につながるような検討も今後引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

資料2、その他のページにつきましては、大変恐縮でございますが、後ほどご確認いただければと思います。資料2の説明につきましては以上になります。

また、資料1のほうにお戻りをいただきたいと思います。資料1、続きになります。パブリックコメントの、今度は結果のほうについてご説明をさしあげたいと思います。中段より下、3、パブリックコメントの結果のところでございます。経過の説明のほうでも先ほどお伝えしましたとおり、6月25日から7月24日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様などからのご意見を募集いたしました。

その結果につきましては、次のページにまとめてございますので、2枚目をお開きください。

(1)として、意見の提出状況のところになります。いただいたご意見、延べ21の方から91件のご意見をいただいております。

その下、(2)意見の分類のところに概要を記載してございます。項目ごとに分類いたしますと、多かったものとしましては、1のコンセプトやデザインに関すること、それから、2の窓や日射による資料の日焼け、吹き抜けによるエネルギー効率への懸念など諸室の配置等に関すること。それから3番、カフェやロッカー、デジタルサイネージなど機能や備品に関する意見や要望。それから、7の運営に関しまして、ボランティアや職員配置へのご意見などについて、多くのご意見が寄せられております。また、件数は多くはございませんが、環境面や事業

費、それからコミバスなどのアクセスについてのご意見もいただいております。これらいただいたご意見を一つ一つ精査いたしまして検討しました結果、パブリックコメントで実施に当たって示した基本設計案の内容のとおり決定することとした次第でございます。

なお、いただいたご意見の中には、既に基本設計に反映されているご意見もございました。また、このほか、実施設計に向けて検討中のものもございます。また、今後それら以外のご意見も含めて、いただいた意見を参考にしながら、実施設計においてできるだけ反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、いただいた91件のご意見の概要と、それに対する市の考え方をまとめた資料を、本日資料3として配付をいたしております。件数も多いので一つ一つ取り上げてご説明は割愛させていただきます。資料3のほうにつきましては、詳細は後ほどご確認いただければと思います。

最後に、結果の公表についてでございます。パブリックコメントの結果の公表に向けては、いただいた全ての意見に対する市の考え方について府内の関係部署にも確認を行いながら取りまとめを行ってきておりましたが、資料3のとおりまとまりましたことから、9月12日付で、先日市のホームページに掲載し、公表をしたところでございます。本日の資料1の中に市のホームページで公表予定と記載しておりますが、公表済みとなりましたので、訂正させていただきます。今後、実施設計業務につきましては、今年度中の完了に向けて進めてまいります。引き続き、パブリックコメントでの意見などを踏まえ設計に取り組んでまいりたいと考えております。

基本設計についての説明は以上でございます。

○清水（健）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 ありがとうございます。パブリックコメントに対する市の回答で、もうそういうふうにやっていますというようなご回答も幾つもありまして、それは安心して読めたんですけども、検討しますという回答も幾つもありまして、その検討しますという点について、検討した結果、どうそのパブリックコメントの意見が生かされたのか、あるいは生かされなかったのかということが非常に気になるわけですけども、市民に公表するのはどの段階になるのか、しっかりと実施設計が決まってしまった段階なのか、それともそれよりも前なのかということを伺いたいと思います。

○清水（健）委員長 近藤中央図書館長。

○近藤中央図書館長 お答えいたします。このパブリックコメントを行って、さらに設計を進めて今後いくわけですけども、その先々において、その反映予定の意見がどのように設計に反映されたかどうかということについて、いつどのように公表するかについては、ちょっとまだ今後のことなので、どういうふうにしていくかについてはまだ今のところ決まってはおりません。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 例えば、カフェについては幾つも幾つも意見が出されています。いずれの意見に

対しても、市の回答は、今後民間事業者の意見も聞きながらという回答になっているんですね。しかし、民間事業者に意見を聞く前に、市としてのスタンス、新しい図書館の中に入るカフェはこういうカフェにしたいというような市の思いが最初にあるべきだと思うんですね。その市としてのスタンスを決める意思決定は、いつどのような場でされるのか伺いたいと思います。

○清水（健）委員長 近藤中央図書館長。

○近藤中央図書館長 カフェの検討につきましてでございますが、まずは、事業者に対しましてのヒアリングをこれからしていくというのが今後のスケジュールとなっております。そのヒアリングなどの結果を見ながら、庁内におきまして、図書館もそうですけども、庁内のあとは検討委員会もございますので、そういった関係者が集まる場とかも活用しながら、カフェの導入については検討していきたいというふうに考えております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 まず事業者にヒアリングという御答弁だったんですけども、私としては、まず市のスタンスがあるべきだろうというふうに、こういうカフェにしたいというふうに思って、どういう思いを持っているのかというのが大事だというふうに思っているわけです。その答弁がなかったので、ちょっと次に進みますけども。

もう一点ですね、ボランティアに関わっている方たちからのご意見だと思うんですけども、ボランティア室に水道が欲しいというようなご意見がありました。これはトイレか、管理エリアの洗面台を使っていただくようにと考えていますというようなことだったんです。でも、ボランティア、図書ボランティアの方たちは、そのボランティア室で布絵本ですかカーテンシアターだとか紙芝居とか、いろんな制作ものを作ることが想定されるんですね。その作業に関わって水道が欲しいというふうに言っているんだと思います。学校の図工室に水道があるのと同じように考えるべきじゃないかなというふうに私は思うんですけども、一旦造られた建物は、また新たに、そこにやっぱり水道がないと不便だったということで水道一つ引くにもまた大きなお金がかかるわけですから、この点については、事前にボランティア団体の方とよく協議をして、お互いが納得できる回答をしっかり実施設計の段階でしておくべきじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○清水（健）委員長 近藤中央図書館長。

○近藤中央図書館長 ボランティア室の水道につきましては意見を複数件いただいておりました。この検討については、今パブリックコメントの回答では、お示ししたような記載をしておりますけれども、今、既に内部の司書とか職員でこの件については少し話し合いを行い始めておりまして、今後、引き続いて各ボランティア団体とか関係団体がおりますので、意見を聞きながらもう少し精査してまいりたいというふうには考えております。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。宇田委員。

○宇田委員 パブリックコメントの中にブックスタートについてのご意見もありました。回答は、参考にさせていただきますと、あまりにもあっさりし過ぎていると感じました。本市でも外国人が増加していることは確かで、その人たちに日本語を教えるために、ブックスタートと

いう新しい視点、可能性が提案されたというふうに思っています。日本語指導は学校でやっていたり、国際交流センターが行っていますが、そこに任せているだけでよいのかということが図書館として問われていると考えます。

外国人を差別、排斥するような風潮が強くなっている状況とも併せて、図書館はあらゆる差別を許さない、一人一人の人権を守るとりででもありますので、もう少し真摯な回答があつてもよかったですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○清水（健）委員長 近藤中央図書館長。

○近藤中央図書館長 ブックスタートの件につきましては、新中央図書館の基本設計、いわゆる設計のハード的な話とは、ちょっと趣旨といいますか、ちょっと離れた内容になっておりましたので、この回答につきましてはこういう回答でお示しをさせていただいているところでございまして、ブックスタートにつきましては、ご意見等をいただくこともこれまでございましたが、それに対する市の考え方というのは、これまで答弁とかいろいろな場所を通じてお伝えはしてきているところでございますので、その検討は、また設計の検討とは別に考えるべきものというふうに思っております。

○清水（健）委員長 宇田委員。

○宇田委員 今後の運営に関わってくることでもありますので、そういうことも含めて、しっかりと図書館に関わる市民の方たちと、いい図書館の運営ができるように進めていっていただければというふうに思っております。

併せて、最初に言いましたけども、検討するという課題が幾つも幾つもありまして、それが本当に気になるところでして、関係する方たちとか、山下設計さんといろいろ協議しながら、そのボランティア室の水道なんかもそうですけども、しっかりと一つ一つ協議しながら、いい実施設計をつくっていっていただきたいというふうに期待しております。以上です。

○清水（健）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で新中央図書館基本設計についてを終了します。

執行部は退席していただいて結構です。

（執行部退席）

○清水（健）委員長 傍聴者の方も退席をお願いいたします。

（傍聴者退席）

○清水（健）委員長 次に、閉会中の所管事務調査について協議を行います。

12月の定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様からご意見何かありますでしょうか。

（「正副一任」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 ただいま正副一任と発言がありましたが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 それでは、そのように進めさせていただきたいというふうに思います。

案件について進めてまいりますが、まず、日程についてだけここで協議させていただければと思います。第一候補としましては、11月7日（金曜日）午前、午後、皆さんご予定いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 11月7日は金曜日ですね。よろしいでしょうか。よろしければ午前中、午前10時でよろしいですかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 皆さん大丈夫そうなので、こちら、まず第一候補としまして11月7日（金曜日）とさせていただきまして、第二候補も選定をしたいと思います。第二候補としまして、11月13日（木曜日）いかがでしょうか。

(「午後がちょっと都合が悪いです」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 午後が駄目。

(「私も駄目です」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 午前中駄目な方はいらっしゃいますか。

(「13日は私は一日駄目です」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 1日駄目。じゃあ、13日は駄目。

続きまして、11月17日（月曜日）午前、午後いかがでしょうか。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 11月17日（月曜日）、ちなみに午前も午後も大丈夫ということでよろしいですかね。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 分かりました。

ちょっと戻りますけども、第一候補の11月7日（金曜日）、こちらも、午後もし大丈夫であれば候補に一応入れておきたいんですけど、いかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 分かりました。それでは、日程案につきましては、第一候補としまして、令和7年11月7日（金曜日）午前10時、もしくは午後1時30分となります。第二候補としましては、11月17日（月曜日）午前10時、もしくは午後1時30分として調整を進めさせていただきたいというふうに思います。

案件につきましては、先ほど正副一任をいただきましたので、そのようにさせていただきたいと思います。

以上のとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水（健）委員長 異議なしということで、そのようにさせていただきたいと思います。

なお、開催する場合、内容等について、日程等も含めまして予定通知にてお知らせをしますので、よろしくお願ひいたします。

以上で閉会中の所管事務調査についてを終了いたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

添付資料のフォルダに戻っていただきまして、継続調査申出書（案）をお開きください。

事務局職員に説明させます。石川係長。

○石川係長 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところでございます。

案件といしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○清水（健）委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出（案）につきまして、何かご意見ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 なきようですので、この案のとおり提出をさせていただきたいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 異議なしと認めまして、この案を本会議最終日に提出をさせていただきます。

次に、その他に入ります。何かありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○清水（健）委員長 なきようですので、以上をもちまして本委員会に付託されました案件、全て終了いたしました。

以上をもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。

午前11時58分　閉会